

令和 7 年度 地域密着型サービス事業者等 集団指導 課題提出のご案内（電子申請届出システム 操作体験）

1. 概要

本年度の集団指導は、電子申請届出システムの操作習得を目的としています。その一環として、「加算の届出」を模擬的に行い、実際の様子を添付して提出していただきます。届出内容の審査や受理は行いませんが、操作手順は正式な手続きに準じてマニュアルや動画を参考に実施してください。

電子申請届出システムのログインページ

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※マニュアルや動画等については、ログインページ上部の『ヘルプ』より確認できます。

※「加算の届出」に関する動画について

https://www.youtube.com/watch?v=qLMP9LTivas&list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCl_5MM5&index=5

2. 課題の流れ（チェックリスト）

手順	内容	チェック欄
1	課題提出用の加算届出書類を作成する	☐
2	G ビズ ID を用いて、電子申請届出システムにログインする	☐
3	メニューから「5.加算に関する届出」を選択する	☐
4	必要事項を入力の上、作成した届出書類又はダミーデータを添付し、システム上から提出する	☐
5	提出後、「申請届出状況確認」画面より申請届出ステータスが「受付済」になったことを確認する	☐

3. 届出書類について

・届出種別：加算の届出

・提出様式：加算 1 件以上に係る届出書類を作成してください。

※届出書類の作成が困難な場合は、「指宿市課題提出用ダミーデータ.pdf」を添付してください。

・記載内容：加算の種類については、指定はありません。内容についても実際又は架空でも構いません。ただし、届出書類のファイル名に『課題提出用』と付け加えてください。

・提出書類の例

- 体制届，体制状況一覧表，従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 等
- ・届出の様式は，以下のホームページをご参照ください

【指宿市公式ホームページ】

<https://www.city.ibusuki.lg.jp/main/kyosei/page024432.html>

4. 提出期限

令和 7 年 10 月 31 日（金）

5. 注意事項

- ・本課題は，電子申請届出システムの操作練習を目的としており，市による審査や受理は行いません
- ・課題の提出がない場合は，集団指導への不参加とみなしますのでご注意ください
- ・提出が困難な場合は，早めに下記担当までご相談ください

【担当】

指宿市十町 2 4 2 4 番地

指宿市長寿支援課介護保険係 担当：高峯

T E L：0993-22-2111

メール：choju@city.ibusuki.jp